## る 自転車安全利用五則 る

- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、 車道通行が原則です。





- ★ 歩道を通行できる場合は、車道寄りを すぐに停止できる速度で通行しなければ いけません。
- ★ 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止 しなければいけません。

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示が ある場合、普通自転車は歩道を通行である場合、普通自転車は歩道を通行





- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ★ 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



- ③ 夜間はライトを点灯



- いんしゅうんてん きんし 飲酒運転は禁止
- ★ 自動車と同じく、お酒を 動車と同じく、お酒を かんだときは、自転車を 運転してはいけません。



## ⑤ ヘルメットを着用

- ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を 野いげん 軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- ★ 児童・幼児を保護する責任のある人は じどう ようじ じてんしゃ のる る 児童・幼児が自転車に乗るときは、

<sub>じょうしゃよう</sub> 乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

